

令和7年度 静岡県社会福祉審議会

第2回 民生委員審査専門分科会（令和7年一斉改選）

次 第

日時 令和7年9月16日（火）午後1時30分～

場所 静岡県総合社会福会館 101会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

【報告事項】

（1）令和7年12月1日一斉改選の地区担当委員の推薦概要

資料1

（2）令和7年12月1日一斉改選の主任児童委員の推薦概要

資料2

【審議事項】

（1）民生委員・児童委員（地区担当委員）候補者の審査について

資料3

- ・健康状態に特記事項のある候補者
- ・再任委員の活動低調者

（2）民生委員・児童委員（主任児童委員）候補者の審査について

資料4

- ・健康状態に特記事項のある候補者
- ・再任委員の活動低調者

4 その他

今分科会以降の推薦者の書面審査方法等について

資料5

5 閉 会

令和7年度 静岡県社会福祉審議会
第2回 民生委員審査専門分科会 席次表

令和7年9月16日（火）午後1時30分～
静岡県総合社会福祉会館 101会議室

長房班長
(地域福祉課)
岩倉分科会長 鈴鹿分科会長代理

岩瀬 委員

遠藤 委員

鈴木 委員

高橋 委員

(事務局)

(
入
口
)



八木こども若者局長

米山福祉長寿局長

増田地域福祉課長



司会

中村参事

(地域福祉課)



河守こども家庭課課長代理

後藤主事

望月主査

中村参事

(こども家庭課職員) (こども家庭課職員) (地域福祉課職員) (地域福祉課職員)

静岡県社会福祉審議会(民生委員審査専門分科会)委員名簿

(五十音順 敬称略)

区分	氏名	団体名等
委員 (分科会長)	いわくら むつひろ 岩倉 瞳弘	静岡県民生委員児童委員協議会会长
委員	いわせ てるみ 岩瀬 輝美	静岡県身体障害者福祉会会长
委員	えんどう たかこ 遠藤 隆子	静岡県精神保健福祉会連合会監事
委員 (分科会長代理)	すずか かずこ 鈴鹿 和子	静岡県看護協会副会長
委員	すずき けいじ 鈴木 啓嗣	静岡県議会厚生委員会委員長
委員	たかはし くにのり 高橋 邦典	静岡県社会福祉士会会长

(任期:令和6年6月1日から令和9年5月31日まで)

令和7年12月1日 一斉改選の地区担当委員の推薦概要

1 民生委員・児童委員の選任基準について	1
2 地区担当委員の選任基準と推薦状況について	2
(1) 選任基準	
(2) 推薦状況	
(3) 年齢別推薦状況	
(4) 市町別の定数・推薦者数	
(5) 参考：推奨年齢超過推薦者の前回改選との比較	
3 参考	
(1) 選任委員手続き（フロー）	6

民生委員・児童委員の選任基準について

(福祉長寿局地域福祉課)

1 年齢要件

区分	地区担当	主任児童
国基準	75歳未満の選任に努める	55歳未満の選任に努める
県基準	健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、 地域の実情に応じて推薦すること。	
	新任の場合、75歳未満の者を 推薦することが望ましい。	新任の場合、55歳未満の者を 推薦することが望ましい。

2 資格・適格要件

法令・通知	資格・適格要件	地区担当	主任児童
民生委員法 第6条	当該市町村の議会の選挙権を有する者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	児童福祉法の児童委員としても適当である者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童福祉法 第16条	厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する		<input type="radio"/>
民生委員・ 児童委員選 任要領（国）	社会福祉の精神に富み、人格見識ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
主任児童委 員選任要領 (国)	児童福祉に関する理解と熱意を有し、次に例示する者など専門的な知識・経験があり、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者 ・児童福祉施設等の施設長、指導員、保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者 ・学校等の教員の経験がある者 ・保健師、助産師、看護師、保育士等の資格がある者 ・子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動等の活動実績がある者		<input type="radio"/>
	女性の積極的な登用に努め、少なくとも主任児童委員の定数が複数となる民生・児童委員協議会では、その半数は女性となるよう務めること		<input type="radio"/>

地区担当委員候補者の推薦状況

(福祉長寿局地域福祉課)

1 推荐状況概要

令和7年9月4日現在

区分	令和4年改選 (9月分科会時点)		令和7年改選	
定数	4,063人		4,072人	
候補者数	3,759人		3,586人	
男性	1,856人	構成比 49.4%	1,785人	構成比 49.8%
女性	1,903人	構成比 50.6%	1,801人	構成比 50.2%
新任	1,697人	構成比 45.1%	1,689人	構成比 47.1%
再任	2,062人	構成比 54.9%	1,897人	構成比 52.9%
平均年齢	69.8歳		69.9歳	
	新任 70.9歳	再任 68.9歳	新任 70.4歳	再任 69.4歳
最少年齢	37歳		36歳	
最高年齢	85歳		85歳	
充足率(候補者数/定数)	92.5%		88.1%	

2 年齢別推薦状況

(単位：人)

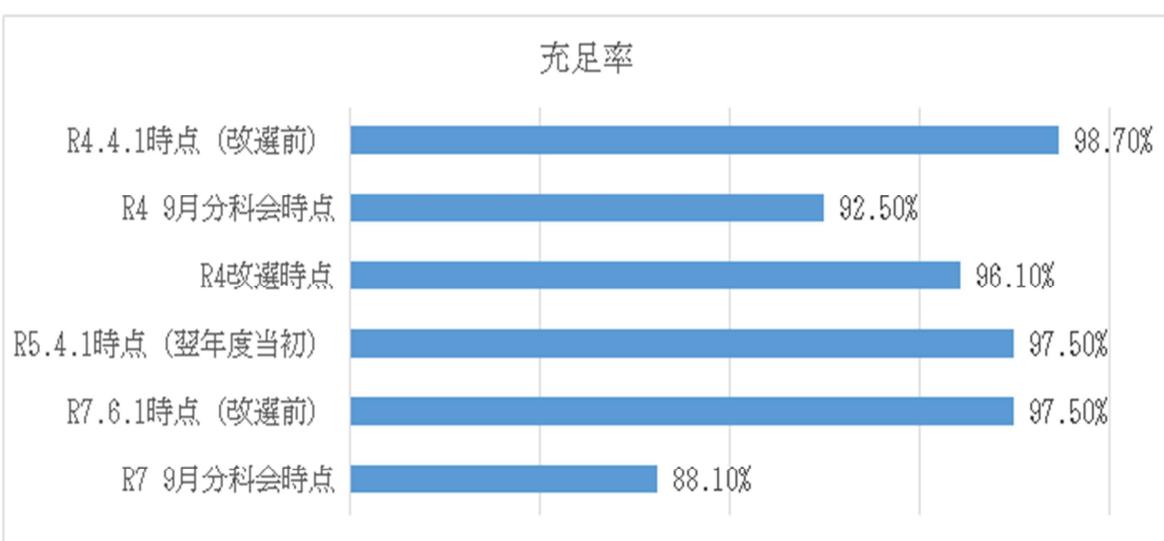
年 齢	新任者		再任者		計				
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
82以上	1	5.2%	7	16.2%	8	11.0%			
81	1		6		7				
80	1		7		8				
79	3		24		27				
78	8		27		35				
77	16		55		71				
76	23		89		112				
75	34		92		126				
75歳以上計	87		307		394				
71~74	367	94.8%	582	83.8%	949	89.0%			
66~70	747		645		1,392				
61~65	323		230		553				
56~60	102		78		180				
51~55	34		40		74				
50以下	29		15		44				
合 計	1,689		1,897		3,586				
備 考	平均年齢：70.4歳		平均年齢：69.4歳		平均年齢：69.9歳				
	最年少者 36歳		最年少者 37歳		-				
	最高齢者 82歳		最高齢者 85歳		-				

3 職業別推薦状況

区分	令和4年改選		令和7年改選		
	人数	構成比	人数	構成比	
候補者数 計	3,759人	100.0%	3,586人	100.0%	
無職者	1,997人	53.1%	1,801人	50.2%	
就業者	1,762人	46.9%	1,785人	49.8%	
自営業者等	自営業者	457人	12.2%	421人	11.7%
	農林漁業従事者	135人	3.6%	128人	3.6%
	小計	592人	15.7%	549人	15.3%
会社員等被雇用者	社会福祉事業従事者	78人	2.1%	98人	2.7%
	宗教関係者	23人	0.6%	21人	0.6%
	医師・医療従事者	34人	0.9%	37人	1.0%
	教育者	43人	1.1%	58人	1.6%
	その他	992人	26.4%	1,022人	28.5%
	小計	1,170人	31.1%	1,236人	34.5%

4 充足率の推移

		定数	委嘱者数	充足率
R4 改選時	R4.4.1時点 (改選前)	4,051人	3,998人	98.7%
	R4 9月分科会時点	4,063人	3,759人	92.5%
	R4 改選時点	4,063人	3,904人	96.1%
	R5.4.1時点(翌年度当初)	4,063人	3,962人	97.5%
R7 改選時	R7.6.1時点 (改選前)	4,063人	3,961人	97.5%
	R7 9月分科会時点	4,072人	3,586人	88.1%



5 市町別の定数・推薦者数

(単位：人)

市町	地区担当委員				主任児童委員				合計			
	定数	推薦者数	未推薦	充足率	定数	推薦者数	未推薦	充足率	定数	推薦者数	未推薦	充足率
下田市	53	30	23	56.6%	3	3	0	100.0%	56	33	23	58.9%
東伊豆町	38	32	6	84.2%	2	2	0	100.0%	40	34	6	85.0%
河津町	26	26	0	100.0%	2	2	0	100.0%	28	28	0	100.0%
南伊豆町	27	21	6	77.8%	2	2	0	100.0%	29	23	6	79.3%
松崎町	29	29	0	100.0%	2	2	0	100.0%	31	31	0	100.0%
西伊豆町	36	36	0	100.0%	2	2	0	100.0%	38	38	0	100.0%
賀茂センター計	209	174	35	83.3%	13	13	0	100.0%	222	187	35	84.2%
熱海市	122	104	18	85.2%	8	8	0	100.0%	130	112	18	86.2%
伊東市	148	131	17	88.5%	12	12	0	100.0%	160	143	17	89.4%
熱海センター計	270	235	35	87.0%	20	20	0	100.0%	290	255	35	87.9%
沼津市	332	306	26	92.2%	40	35	5	87.5%	372	341	31	91.7%
三島市	189	157	32	83.1%	17	13	4	76.5%	206	170	36	82.5%
裾野市	91	90	1	98.9%	8	8	0	100.0%	99	98	1	99.0%
伊豆市	101	98	3	97.0%	9	9	0	100.0%	110	107	3	97.3%
伊豆の国市	121	105	16	86.8%	7	7	0	100.0%	128	112	16	87.5%
函南町	72	62	10	86.1%	3	3	0	100.0%	75	65	10	86.7%
清水町	63	47	16	74.6%	3	3	0	100.0%	66	50	16	75.8%
長泉町	91	70	21	76.9%	4	3	1	75.0%	95	73	22	76.8%
東部センター計	1,060	935	125	88.2%	91	81	10	89.0%	1,151	1,016	135	88.3%
御殿場市	145	140	5	96.6%	11	10	1	90.9%	156	150	6	96.2%
小山町	41	39	2	95.1%	3	3	0	100.0%	44	42	2	95.5%
御殿場センター計	186	179	7	96.2%	14	13	1	92.9%	200	192	8	96.0%
富士宮市	236	197	39	83.5%	18	18	0	100.0%	254	215	39	84.6%
富士市	397	315	82	79.3%	46	40	6	87.0%	443	355	88	80.1%
富士センター計	633	512	121	80.9%	64	58	6	90.6%	697	570	127	81.8%
島田市	175	155	20	88.6%	18	18	0	100.0%	193	173	20	89.6%
焼津市	225	211	14	93.8%	24	21	3	87.5%	249	232	17	93.2%
藤枝市	223	204	19	91.5%	24	21	3	87.5%	247	225	22	91.1%
牧之原市	93	92	1	98.9%	6	6	0	100.0%	99	98	1	99.0%
吉田町	53	46	7	86.8%	3	3	0	100.0%	56	49	7	87.5%
川根本町	34	21	13	61.8%	4	2	2	50.0%	38	23	15	60.5%
中部センター計	803	729	74	90.8%	79	71	8	89.9%	882	800	82	90.7%
磐田市	305	270	35	88.5%	22	21	1	95.5%	327	291	36	89.0%
掛川市	185	170	15	91.9%	14	9	5	64.3%	199	179	20	89.9%
袋井市	142	127	15	89.4%	11	9	2	81.8%	153	136	17	88.9%
湖西市	102	84	18	82.4%	6	5	1	83.3%	108	89	19	82.4%
御前崎市	59	56	3	94.9%	4	4	0	100.0%	63	60	3	95.2%
菊川市	77	74	3	96.1%	6	1	5	16.7%	83	75	8	90.4%
森町	41	41	0	100.0%	3	3	0	100.0%	44	44	0	100.0%
西部センター計	911	822	89	90.2%	66	52	14	78.8%	977	874	103	89.5%
県計(政令市除く)	4,072	3,586	486	88.1%	347	308	39	88.8%	4,419	3,894	525	88.1%

6 参考：推奨年齢超過推薦者の前回改選との比較

○地区担当委員（75歳以上）

区分	令和4年改選 (R4.12.1改選時点)		令和7年改選 (9月分科会時点)	
推薦者	3,904人		3,586人	
人数	224人	構成比 5.7%	394人	構成比 11.0%
(新任)	183人	構成比 4.7%	307人	構成比 8.6%
(再任)	41人	構成比 1.0%	87人	構成比 2.4%

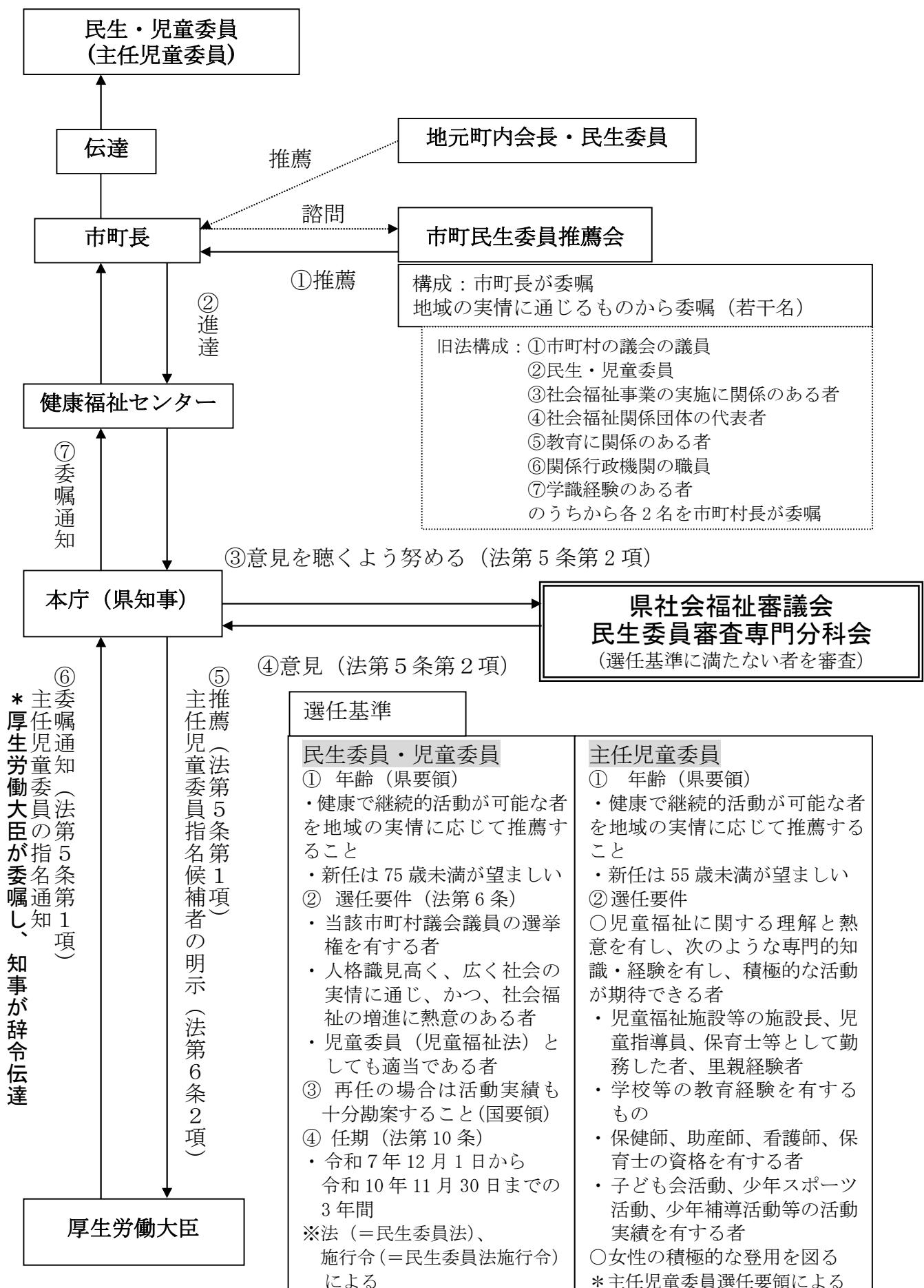
○主任児童委員（55歳以上）

区分	令和4年改選 (R4.12.1改選時点)		令和7年改選 (9月分科会時点)	
推薦者	330人		308人	
人数	222人	構成比 67.3%	225人	構成比 73.1%
(新任)	79人	構成比 23.9%	79人	構成比 25.6%
(再任)	143人	構成比 43.3%	146人	構成比 47.4%

＜候補者推薦における年齢要件＞

	改正前（R4改選時）	現行基準（R6.8改正）
地区担当委員	新任：原則75歳未満 再任：任期満了が75歳未満	健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、地域の実情に応じて推薦 新任：75歳未満の者が望ましい
主任児童委員	新任・再任：原則55歳未満	健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、地域の実情に応じて推薦 新任：55歳未満の者が望ましい

民生委員・児童委員の選任手続き



資料 2

令和7年12月1日
一斉改選の主任児童委員の推薦概要

1	主任児童委員制度	1
2	主任児童委員候補者の推薦状況	4
3	推薦者数一覧（主任児童委員）	5
4	国通知 (主任児童委員選任要領の一部改正について)	6

主任児童委員制度

(こども若者局こども家庭課)

1 根 拠 児童福祉法第16条

2 目 的

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う者である児童委員（民生委員）への期待が高まっている。

このため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員（主任児童委員）を平成6年1月より設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。

3 内 容

児童委員はそれぞれの担当区域で幅広い福祉活動に従事しているが、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされている。

なお、主任児童委員は原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。

平成13年の児童福祉法の一部改正により、法定化された。

(1) 職務

ア 子育て支援活動

- (ア) 子育て中の親のグループ活動の支援
- (イ) 地域の子どもや子育て家庭の状況把握

イ 児童健全育成活動

- (ア) 子ども・子育て家庭を対象にした活動…子どもが「ふれあい体験」を持つ活動等の実施
- (イ) 支 援 活 動…何らかのニーズを持つ児童に対し、関係機関等と一緒に提供（放課後児童健全育成事業の企画等）

(ウ) 子どもたちのための環境改善…「遊び場の設置」や「事故防止」などの活動

ウ 個別援助活動

- (ア) 区域担当児童委員を支援する活動…区域担当児童委員からの依頼により協力
- (イ) 知識・情報の提供…自己の経験や活動に基づいた知識技術等を区域担当児童委員や個別援助を利用する家庭に提供
- (ウ) ネットワークの構築…児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、保育所、児童館、児童福祉施設等との連携

(2) 主任児童委員の選任基準（民生委員・児童委員のうちから指名）

ア 児童福祉に関する理解と熱意を有し、次に例示する者など専門的な知識・経験があり、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者

- (ア) 児童福祉施設等の施設長、指導員、保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- (イ) 学校等の教員の経験がある者
- (ウ) 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格がある者
- (エ) 子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動等の活動実績がある者

- イ 女性の積極的な登用に努め、少なくとも主任児童委員の定数が複数となる民生・児童委員協議会では、その半数は女性となるよう努めること。
- ウ 健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、地域の実情に応じて推薦すること。
なお、新任の場合、55歳未満の者を推薦することが望ましい。

(3) 主任児童委員の推薦及び指名

ア 市町村民生委員推薦会が推薦してきた者について、知事は県社会福祉審議会の意見を聴いて児童委員候補者として厚生労働大臣に推薦する。

厚生労働大臣は、知事から民生委員・児童委員候補者として推薦された者の中から主任児童委員を*指名する。 (*民生委員・児童委員としても委嘱)

イ 第1回の委嘱は平成6年1月1日付けで行い、平成9年1月1日付けで一斉改選が行われた。

ウ 民生委員・児童委員の一斉改選が平成10年12月1日に行われるのを機会に、現職の主任児童委員を、本人の同意が得られた者について、平成10年11月30日付けで解職するとともに、平成10年12月1日付けで再委嘱することにより、主任児童委員と民生委員・児童委員との改選時期の統一を図り、3年ごとに一斉改選を行っている。

エ 令和4年12月1日に一斉改選を実施した。

(4) 任期 3年（令和4年12月1日～令和7年11月30日）

(5) 主任児童委員の定数

主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号 社援第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2「主任児童委員配置基準表」により市町村長の意見をきいて知事が定める。

ア 主任児童委員配置基準表

法定地区民生・児童委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生・児童委員の定数 39人以下	2人
民生・児童委員の定数 40人以上	3人

イ 本県の定数の推移

区分	県	政令市			合計
		静岡市	浜松市	計	
第1回 平成6年1月1日委嘱時	265人	—	—	93人	358人
第2回 平成9年1月1日委嘱時	298人	48人	52人	100人	398人
第3回 平成10年12月1日委嘱時(改選時期統一)	298人	48人	52人	100人	398人
第4回 平成13年12月1日	404人	70人	69人	139人	543人
第5回 平成16年12月1日	368人	112人	69人	181人	549人
第6回 平成19年12月1日	336人	116人	107人	223人	559人
第7回 平成22年12月1日	340人	122人	108人	230人	570人
第8回 平成25年12月1日	343人	122人	109人	231人	574人
第9回 平成28年12月1日	345人	122人	109人	231人	576人
第10回 令和元年度12月1日	346人	122人	110人	232人	578人
第11回 令和4年度12月1日	346人	122人	110人	232人	578人

令和7年度第2回民生委員審査専門分科会資料

(6) 令和6年度(令和5年度)活動状況

①内容別相談・支援件数	R 6 (R 5)	②分野別相談・支援件数	R 6 (R 5)
在宅福祉	22 (44)		
介護保険	16 (23)	高齢者のこと	180 (195)
健康・保健医療	16 (26)		
子育て・母子保健	265 (228)		
子どもの地域生活	505 (304)		
子どもの教育・学校生活	1,005 (1,026)	障害者のこと	221 (221)
生活費	18 (37)		
年金・保険	2 (0)		
仕事	48 (37)		
家族関係	16 (31)	子どものこと	1,919 (1,678)
住居	2 (6)		
生活環境	38 (22)		
日常的な支援	323 (281)	その他	251 (302)
その他	295 (331)		
計	2,571 (2,396)	計	2,571 (2,396)

③その他の活動件数	R 6 (R 5)	④訪問回数	R 6 (R 5)
調査・実態把握	639 (412)		
行事・事業・会議への参加協力	6,832 (5,918)	訪問・連絡活動	2,041 (1,989)
地域福祉活動・自主活動	11,367 (9,816)		
民児協運営・研修	10,546 (9,456)		
証明事務	95 (131)	その他	1,583 (1,113)
要保護児童の発見の通告・仲介	20 (44)		
計	29,499 (25,777)	計	3,624 (3,102)

⑤連絡調整回数	R 6 (R 5)	⑥活動日数	R 6 (R 5)
委員相互	24,854 (22,941)		
その他の関係機関	8,893 (7,505)		37,904 (33,347)
計	33,747 (30,446)		

主任児童委員候補者の推薦状況

(こども若者局こども家庭課)

1 推荐状況概要

令和7年9月4日現在

区分	令和4年改選 (9月分科会時点)		令和7年改選	
定数	346人		347人	
候補者数	309人		308人	
男性	28人	構成比 9.1%	39人	構成比 12.7%
女性	281人	構成比 90.9%	269人	構成比 87.3%
新任	116人	構成比 37.5%	110人	構成比 35.7%
再任	193人	構成比 62.5%	198人	構成比 64.3%
平均年齢	58.5歳		60.0歳	
	新任 57.4歳	再任 59.2歳	新任 58.6歳	再任 60.7歳
最少年齢	37歳		35歳	
最高年齢	78歳		79歳	
充足率(候補者数/定数)	89.3%		88.8%	

2 年齢別推薦状況

(単位：人)

年 齢	新任者		再任者		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
55歳未満	31人	28.2%	52人	26.3%	83人	27.0%
55～59歳	13人	11.8%	29人	14.6%	42人	13.6%
60歳以上	66人	60.0%	117人	59.1%	183人	59.4%
合 計	110人		198人		308人	
備 考	平均年齢：58.6歳		平均年齢：60.7歳		平均年齢：60.0歳	
	最年少者 35歳		最年少者 39歳		—	
	最高齢者 77歳		最高齢者 79歳		—	

3 職業別推薦状況

区分	令和4年改選		令和7年改選		
	人数	構成比	人数	構成比	
候補者数 計	309人	100.0%	308人	100.0%	
無職者	118人	38.2%	93人	30.2%	
就業者	191人	61.8%	215人	69.8%	
自営業者等	自営業者	34人	11.0%	35人	11.3%
	農林漁業従事者	3人	1.0%	3人	1.0%
	小計	37人	12.0%	38人	12.3%
会社員等被雇用者	社会福祉事業従事者	24人	7.8%	11人	3.6%
	宗教関係者	2人	0.6%	2人	0.7%
	医師・医療従事者	3人	1.0%	4人	1.3%
	教育者	22人	7.1%	38人	12.3%
	その他	103人	33.3%	122人	39.6%
	小計	154人	49.8%	177人	57.5%

4 市町別の定数・推薦者数

(単位：人)

	定数	推薦者数			未推薦	充足率
		男	女	計		
下田市	3	0	3	3	0	100.0%
東伊豆町	2	0	2	2	0	100.0%
河津町	2	0	2	2	0	100.0%
南伊豆町	2	0	2	2	0	100.0%
松崎町	2	0	2	2	0	100.0%
西伊豆町	2	2	0	2	0	100.0%
賀茂センター計	13	2	11	13	0	100.0%
熱海市	8	0	8	8	0	100.0%
伊東市	12	6	6	12	0	100.0%
熱海センター計	20	6	14	20	0	100.0%
沼津市	40	6	29	35	5	87.5%
三島市	17	2	11	13	4	76.5%
裾野市	8	0	8	8	0	100.0%
伊豆市	9	1	8	9	0	100.0%
伊豆の国市	7	0	7	7	0	100.0%
函南町	3	0	3	3	0	100.0%
清水町	3	1	2	3	0	100.0%
長泉町	4	1	2	3	1	75.0%
東部センター計	91	11	70	81	10	89.0%
御殿場市	11	1	9	10	1	90.9%
小山町	3	0	3	3	0	100.0%
御殿場センター計	14	1	12	13	1	92.9%
富士宮市	18	4	14	18	0	100.0%
富士市	46	3	37	40	6	87.0%
富士センター計	64	7	51	58	6	90.6%
島田市	18	4	14	18	0	100.0%
焼津市	24	1	20	21	3	87.5%
藤枝市	24	5	16	21	3	87.5%
牧之原市	6	0	6	6	0	100.0%
吉田町	3	0	3	3	0	100.0%
川根本町	4	0	2	2	2	50.0%
中部センター計	79	10	61	71	8	89.9%
磐田市	22	0	21	21	1	95.5%
掛川市	14	0	9	9	5	64.3%
袋井市	11	0	9	9	2	81.8%
湖西市	6	0	5	5	1	83.3%
御前崎市	4	1	3	4	0	100.0%
菊川市	6	1	0	1	5	16.7%
森町	3	0	3	3	0	100.0%
西部センター計	66	2	50	52	14	78.8%
県計(政令市除く)	347	39	269	308	39	88.8%

(改正後全文)

雇児発第762号
社援発第2115号
平成13年11月30日

雇児発第0706006号
社援発第0706012号
平成16年7月6日
雇児発第0810007号
社援発第0810004号
平成19年8月10日
雇児発0223第3号
社援発0223第6号
平成22年2月23日

第1次改正

第2次改正

第3次改正

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

主任児童委員の選任について

本日付けで公布された「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」については、平成13年12月1日付けで児童委員に関する規定が施行されるところである。

今般、上記法律において、主任児童委員が法定化されたことを受け、本日厚生労働省発雇児第414号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、主任児童委員の選任に係る取扱について、別添「主任児童委員選任要領」を定め、平成13年1月2日から適用することとしたので、留意の上適任者の選出に努められるよう特段の御配慮を願いたい。

本通知の施行に伴い、「主任児童委員の設置について」（平成5年3月31日児発第283号厚生省児童家庭局長、社会・援護局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

(別添)

主任児童委員選任要領

1 定数

主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

(3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや

必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとすること。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号を地方厚生（支）局長に提出すること。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省発雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

今分科会以降の推薦者の書面審査 方法等について

民生委員審査専門分科会

(福祉長寿局地域福祉課)

1 審議事項

	審議事項	根拠法令
1	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項を調査審議 (1) 一斉改選に係る適否の審査 (2) <u>随時委嘱</u> に係る適否の審査	社会福祉法第11条第1項
2	県が市町民生委員推薦会が推薦した者が民生委員・児童委員として適当でないと認め、民生委員推薦会に民生委員・児童委員の再推薦を命ずる場合	民生委員法第7条第1項
3	民生委員・児童委員本人の意思に基づかず、県が国に対して解嘱の具申をする場合	民生委員法第11条第2項

2 民生委員審査専門分科会長の選任

	専門分科会長	会議の招集等	根拠法令
現 在	現：岩倉県民児協会長 令和6年度開催の民生委員審査専門分科会で互選により選出	全体会の委員長が分科会を指名。分科会長の選任まで県事務局が議事を進行	県社会福祉審議会運営要綱 ・第3条第3項(分科会長の互選) ・第6条(会議の招集、議長)

3 令和7年度の開催予定

開催方法	内容
対面	第1回 静岡県社会福祉審議会(全体会)と同日開催(令和7年7月23日) 第2回 一斉改選の候補者審査のため個別開催(令和7年9月16日)
書面	一斉改選後の欠員を補充する委員の推薦(随時委嘱)の候補者(再任)のうち、活動低調者等の審査対象の候補者がいる場合、書面により適否を諮問

4 随時委嘱の審査の流れ

時期	書類の流れ	内容
n月10日	健康福祉センター →地域福祉課	市町から民生委員・児童委員候補者の推薦 (委嘱日：n+1月1日)
n月15日頃	地域福祉課 →民生委員審査専門分科会委員	民生委員・児童委員候補者のうち健康状態が良好ではない者及び活動低調者について、書面による審査の依頼
n月25日頃	民生委員審査専門分科会委員 →地域福祉課	書面による審査の回答提出
書面審査の回答後速やかに	地域福祉課→国	書面による審査の結果、民生委員・児童委員として適任と判断された候補者の推薦
n+1月5日頃	国→地域福祉課	民生委員・児童委員委嘱決定 (委嘱日：n+1月1日)
国委嘱決定通知後速やかに	地域福祉課 →民生委員審査専門分科会委員	書面審査結果及び委嘱決定について報告

5 令和5、6年度民生委員審査専門分科会の開催状況

区分	開催日（通知日）	審議事項	開催方法
令和5年第1回	令和5年7月19日	・会社員等被雇用者の委嘱状況報告 ・民生委員児童委員の担い手確保について	対面
6月審査	令和5年6月15日	欠員補充の候補者の審査（年齢超過者2人）	書面
7月審査	令和5年7月12日	欠員補充の候補者の審査（年齢超過者1人）	書面
10月審査	令和5年10月23日	欠員補充の候補者の審査（年齢超過者2人）	書面
2月審査	令和6年2月19日	欠員補充の候補者の審査（年齢超過者1人）	書面
3月審査	令和6年3月13日	欠員補充の候補者の審査（年齢超過者2人）	書面
4月審査	令和6年4月16日	欠員補充の候補者の審査（年齢超過者1人）	書面
令和6年第1回	令和6年7月19日	・民生委員・児童委員の選任基準の改正（年齢） ・随時委嘱審査手続きの改正（書面審査要件）	対面

※令和6年8月15日付け選任基準（年齢要件）の改正後、書面審査案件なし

6 令和4年12月1日一斉改選以降の委嘱者の審査状況

審査月		委嘱者数		年齢基準超過者 R6.9以降は新任の場合のみ ※再任の場合は()表示			再任者（委員経験者） ※活動低調者審査対象			会社員等被雇用者 ※分科会報告事項		
		地区	主任	地区	主任	合計	地区	主任	合計	地区	主任	合計
R4	一斉改選 随時審査	3,983	339	229	233	462	2,102	198	2,300	1,244	169	1,413
R5	4月～ 3月	82	6	4	4	8	7	1	8	24	2	26
R6	4月～ 8月	22	4	1	1	2	0	0	0	5	2	7
	9月～ 3月	16	2	3	1	4	0	0	0	4	0	4
	R6計	38	6	4	2	6	0	0	0	9	2	11
R7	4月	2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1
	5月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	6月	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4,110	352	237	240	477	2,109	199	2,308	1,279	173	1,452
うち対面による審査※				216	206	422	22	6	28			
うち書面による審査				21	34	55	1	0	1			

※対面による審査は、令和4年9月12日の一斉改選の候補者審査時

静社審第 ■ 号
令和 7 年 10 月 ■ 日

静岡県社会福祉審議会
民生委員審査専門分科会各委員 様

静岡県社会福祉審議会
民生委員審査専門分科会
分科会長 岩倉 瞳弘
(事務局: 静岡県地域福祉課)

民生委員・児童委員候補者の審査について(依頼)

民生委員・児童委員の一斉改選における追加の候補者の推薦があったので、健康状態に特記事項がある候補者・活動低調者推薦理由書が添付されている別紙候補者について、下記により審査をお願いします。

なお、今回の審査結果については、改めて御報告します。

記

- 1 否とする者について審査欄に「×」印を記入するとともに、理由を御記入願います。(空欄の場合は、適格者として取り扱います。)
- 2 審査終了後は、署名をお願いします。
- 3 別紙審査書は、同封した返信用封筒により令和 7 年 10 月 ■ 日 (概ね 1 週間程度) までに健康福祉部地域福祉課まで送付願います。
- 4 民生委員・児童委員候補者の審査資料については、廃棄願います。

※審査対象者は、地区担当委員★名、主任児童委員★名になります。

担 当 地域福祉課地域福祉班
電話番号 054-221-3525

民生委員・児童委員候補者審査書

次の候補者について、適格者と認めます。
 (審査日：令和 年 月 日)

分科会委員の御氏名

※審査欄の記入方法
 適格と認められる場合には、空欄又は「○」
 適格でない者については「×」

○地区担当委員(健康状態)

番号	センター	整理番号	市町名	担当地区名	候補者氏名	性別	満年齢	現市町居住年数	経験年数	上段：健康状態 下段：特記事項	民生委員推薦会による 推薦理由	※審査欄	適當でない理由	備考	個人調書の頁番号
1	■■■	■■■			■■■	■	66歳	66年	0年	糖尿病の為月1回通院	区長の経験があるため、経験を生かしていいきたい。月1回の通院があるが、それ以外の日で活動は可能であることを推薦会でも確認済	—	—	区長と民生委員の兼務	1

注)この審査書は、静岡県健康福祉部地域福祉課内 民生委員審査専門分科会事務局まで御送付願います。

様式4

民生委員・児童委員候補者個人別調書（地区担当委員）

氏名	[REDACTED]		性別	[REDACTED]	満年齢	66	生年 月日	[REDACTED]
本籍地	静岡県	現住所	[REDACTED]				電話 番号	[REDACTED]
職業	自営業	現市町村 居住年数	66	選挙権	有	民生委員 活動歴	令和7年12月～ (0年0月)	
略歴					主たる公職歴・地域福祉活動歴等			
年月		事項			年月		事項	
年月～年月	※職歴等を記入			年月～年月	[REDACTED] 市消防団第2方面隊10分団 [REDACTED] 区長			
					賞罰	なし		
家族の状況	氏名		続柄	年齢	職業	心身の状況		備考
	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]	パート	健康		[REDACTED]
	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]	会社員	健康		
	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]	会社員	健康		
	適否条件	1 社会的信望と 対人関係		長年、地元消防団で活動していた 為、社会的信望は有る			5 地域住民からの 協力と地域実情 の把握の状況	
2 社会福祉に対する 理解と熱意		理解と熱意がある			6 その他特記事項			
3 健康の状態		糖尿病の為月1回通院			7 再任推薦の場合（在任中の活動状況） (1) 民生委員児童委員協議会出席状況 開催 回 うち出席 回（出席率 %） (2) 活動記録提出状況 回 うち提出 回（提出率%）			
4 家庭の協力と 時間的余裕		家族の理解も有り、区長と兼務の中、努めています。						
担当予定区域	(区域名) [REDACTED]					区域内世帯数	150 世帯	
						区域内人口	339 人	
						福祉票登録 世帯（人）数	1 世帯1人	
	(特記事項：区域の特徴等)							
推薦会が推薦する理由 (推薦の経過等)	区長の経験があるため、経験を生かしていきたい。月1の通院があるが、それ以外の日で活動は可能であることを推薦会でも確認済み。							
整理番号 141								

※氏名は戸籍に記載してある漢字で記入してください。

民生委員・児童委員候補者審査書

次の候補者について、適格者と認めます。
(審査日：令和 年 月 日)

分科会委員の御氏名

※審査欄の記入方法
—適格と認められる場合は「○」
—適格でない者については「×」

○地区担当委員(活動)低調者)

番号	センター整理番号	市町名	担当地区名	候補者氏名	性別	満年齢	現市町居住年数	経験年数	主たる公職歴	民協出席状況	活動記録提出状況	活動状況が低調であった理由と現在の状況	※審査欄	適當でない理由	備考	個人調べ書の頁番号
1	■■■	■■■	■■■	■■■	■■■	■■■歳	55年	6年0月	なし	19/24	0/30	事務局の指導不足により活動記録の提出が滞っているが、民主委員会協議会定例会の出席率は高く、積極的に活動しておりますが、同地区に他の団体に活動しておらず、推薦する任者がいらないため、推薦するもの			今後、活動報告の必要性の説明を行い、新任委員向けの研修に出席を依頼することとする	1

注)この審査書は、静岡県健康福祉部地域福祉課内 民生委員審査専門分科会事務局まで御送付願います。

樣式 4

民生委員・児童委員候補者個人別調書（地区担当委員）

※氏名は戸籍に記載してある漢字で記入してください。

※活動低調者等を推薦する場合は、理由書（別紙1～2）を添付すること。

(様式4 別紙2)

活動低調者等推薦理由書

整理番号 3

候 補 者	氏 名	[REDACTED]	職 業	無職
	生年月日	[REDACTED]	年 齡	[REDACTED] 歳
推 薦 理 由	事務局の指導不足により活動記録の提出が滞っているが、民協定例会の出席率は高く、積極的に活動しており、同地区に他に適任者がいないため、推薦するもの。			

当該候補者は、以上の理由により適任と認められますので推薦します。

令和7年7月25日

[REDACTED] 民生委員推薦会

委員長 [REDACTED]

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 [REDACTED]

作成者 [REDACTED]